

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 条 例

ページ

- 北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する
条例の一部を改正する条例【上下水道局広域・海外事業部広域事業課
】

3

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 水道用水供給事業の給水対象に、行橋市及び苅田町を追加することにした。
- 2 水道用水供給事業の1日最大給水量を、2万3,000立方メートルから3万8,700立方メートルに変更することにした。
この条例は、令和6年8月14日から施行することにした。

北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年8月14日

北九州市長 武内和久

北九州市条例第32号

北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年北九州市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号ア中「古賀市」を「行橋市、古賀市」に改め、「香春町」の次に「、苧田町」を加え、同号イ中「2万3,000立方メートル」を「3万8,700立方メートル」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。